

古文書から見る一百六十五年前の田峯村

宝永二年（一七五二）に、代官所へ提出した「三州設楽郡田嶺村指出帳」がある。これによると村の様子が事細かく報告されている。村の中に鉄砲は三挺あり、持主の名前と玉の大きさまで細く記されている。

村の所在地から江戸陸道八十三厘（約三百三十二キロメートル）、船路百十厘程（約四百四十キロメートル）。田や畠の面積とそれぞれの収穫量は、田畠を上中下の三段階に分類した面積と収穫量等のほか、届け出た鉄砲一挺につき百文宛納めさせ証文を三名に渡した事などが報告されている。

御蔵は、桁行三間、梁間三間、但し葺造の屋鋪三畝分につき年貢米計算基準などが示されており高除外地（収穫量等計算を除外する土地）は、当国宝飯郡豊川村妙巖寺末寺の禅宗田峯山日光寺があり、一町七反四歩の面積とされている。他の高除外地に觀音堂があり、代官鳥山牛之助様の御存知する所。尚白鳥大明神料として二反三畝九歩が除外地とされている。

牢屋は、無御座候（無かつた）檢地に來た代官は天正十八年十五歳以下とあり、残りの四百

には常坊、寛永十三年は鳥山牛之助、元禄二年に美濃部五右衛門が検地している。



禅宗田峯山日光寺

一人は十六歳から六十九歳となり働き盛りが多かつたことを物語つてゐる。この年田峯村には女馬三十一頭が飼育されていたが男馬は一頭も飼育されていなかつた。牛は一頭も飼うことはなかつた。

こうした時代背景から見ると、牛が農耕に使われ始めたのはもう少し後の時代であつたことが伺われる。

酒屋一軒で酒造米六斗。先年までは八石の酒造米が許されたが、代官長谷川藤兵衛の吟味により段々減らされたことが記されており、幕府の圧政がみられる。

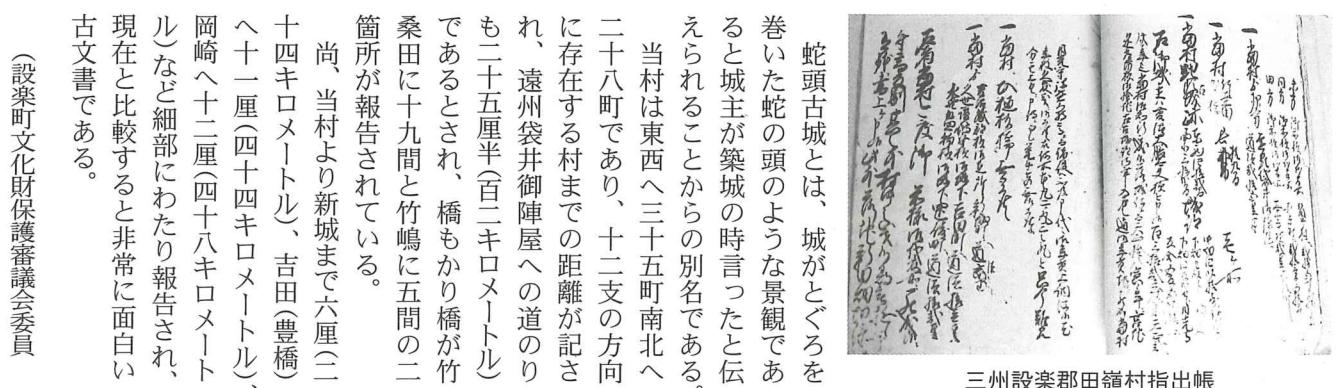
清酒屋は無いとされ、酒を売つて呑ませる店が無かつたのかと考えられる。

当村中キリシタン宗門の者一人も居ない。もし隠し置後日露顯したならばその一類の者は申すに及ばず、名主組頭迄何程のおとがめにもおせつかります。

このようにキリシタン宗門排除の圧制の徹底ぶりが見える。

行者山伏穢多猿廻しなどは一人も居ないと報告されている。

尚、当村より新城まで六厘（二



三州設楽郡田嶺村指出帳

十四キロメートル）、吉田（豊橋）へ十一厘（四十四キロメートル）、岡崎へ十二厘（四十八キロメートル）など細部にわたり報告され、現在と比較すると非常に面白い古文書である。

（設楽町文化財保護審議会委員

今泉 宗男）